

監事意見書

令和3年4月24日

一般社団法人 宮城県作業療法士会
会 長 大黒 一司 殿

一般社団法人 宮城県作業療法士会

監 事

長 遼 純 子 

- I 私は、民法第 59 条及び一般社団法人宮城県作業療法士会定款第 16 条に基づき、令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までの会計年度の本一般社団法人の財務諸表、すなわち収支計算書、貸借対表及び財務目録を監査し、それを基礎として本一般社団法人の財産および理事の業務執行状況を監査いたしました。
- II 財務諸表の監査に当っては、私が必要と認めた監査手続きを実施いたしました。
- III 監査の結果、私が上記の財務諸表が会計基準に準拠して作成されており、本一般社団法人の監査時点での財務状況及び会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認めます。
また、本一般社団法人の財産と理事の業務執行の状況は、コロナ禍において様々な方法を工夫し、現在出来得る最大限の対応は講じたものと認めます。

会計（事業）監査における意見書

- 1、2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初計画を行なった事業計画の実施にやむを得ず制限があったが、年度中期で各部署の運営の見直しと補正予算を組み直しを行って頂き、その後の予算執行率は高い割合で推移したことは、会員ならびに運営担当者の協力によるものとする。しかし、活動が十分に行えなかった部局の課題を、理事会として明確にし、次年度にはその運営の見直しを行って頂きたい。
- 2、活動の実施がどうしても 9 月以降に偏ってしまっているが、様々な工夫によりオンラインでの研修の実施や、オンデマンドによる県学会運営なども実現し、会員の安心安全に配慮しつつ、医療従事者としての自己研鑽がどこにいても行なえるような研修システムが構築できつつあることは、今年度の事業実績としては大きな業績と思う。ただし、インターネット環境が整わないなどの課題により、ブロック活動等は計画通りの実施が出来なかったとの反省点が聞かれ、何らかの解決策を講じる必要はあるかと思われる。
- 3、会費以外の事業収入がほぼない中で、庶務業務や財務処理など管理に係る経費は、事業の実施の有無に関わらず支出はあり、各部とも支出経費削減に非常に努力されたと思う。今後も継続して取り組んで欲しい。
- 4、今年度新たに部局連携室を立ち上げ、その時々課題にフットワークよく取り組んでいっていると考えるが、作業療法士の将来像をイメージした取組についてや今後の中長期的な県士会活動の見通しを立てた活動の方向性を、今後会員に分かりやすく表現して頂ければと考える。